

ダイワ高格付カナダドル債オープン(毎月分配型) 第149期分配金は60円(1万口当たり、税引前)

2015年11月10日

平素は、『ダイワ高格付カナダドル債オープン(毎月分配型)』をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは、2015年11月10日に第149期計算期末を迎え、当期の収益分配金につきまして、60円(1万口当たり、税引前。以下同じ。)と致しましたことをご報告申し上げます。

第149期決算(15/11/10)にかかる分配金を従来の80円から60円に引き下げましたのは、現在の基準価額の水準や配当等収益の状況などを勘案した結果によるものです。

今後ともファンド運用にあたっては、パフォーマンスの向上をめざしてまいりますので、引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※分配金額は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社(大和投資信託)が決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

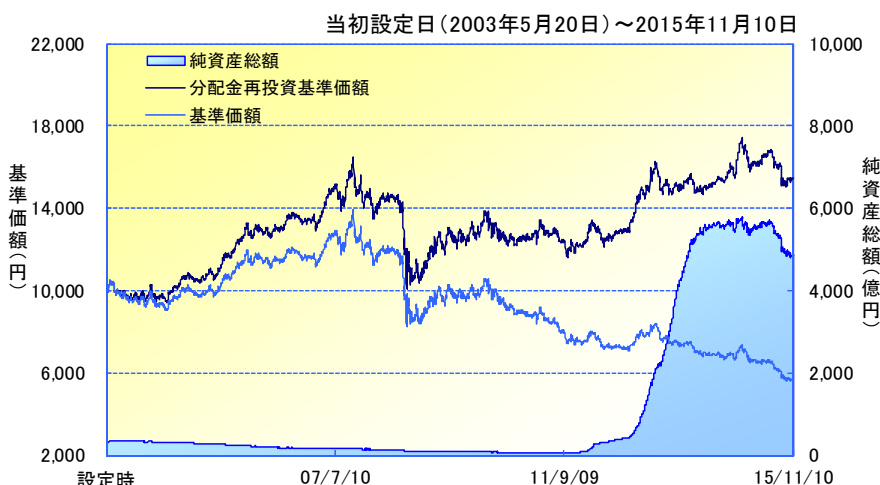
《基準価額・純資産・分配の推移》

2015年11月10日現在

基準価額	5,637円
純資産総額	4,809億円

《分配の推移》(1万口当たり、税引前)

決算期	(年/月/日)	分配金
第1～144期	合計:	8,040円
第145期	(15/7/10)	80円
第146期	(15/8/10)	80円
第147期	(15/9/10)	80円
第148期	(15/10/13)	80円
第149期	(15/11/10)	60円
分配金合計額	設定来:	8,420円
	直近5期:	380円



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています(後述のファンドの費用をご覧ください)。

※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※分配金額は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社(大和投資信託)が決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものです。■当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡す「投資信託説明書(交付目論見書)」の内容を必ずご確認ください。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。■投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。■当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。■分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒ 大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00～17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

よくあるご質問 (Q&A集)

Q1 なぜ、分配金を80円から60円に引き下げたのですか？

A1 現在の基準価額の水準や配当等収益の状況などを考慮した結果、今後も継続した分配を行ない、信託財産の着実な成長をめざすためには、分配金の引き下げが必要との判断に至りました。

弊社の分配金についての考え方は、ファンドの収益配分方針、基準価額の水準、配当等収益や分配対象額の状況、市場環境等を総合的に勘案して分配金額を決定するというものです。

当ファンドの分配金を引き下げましたのは、現在の基準価額の水準や配当等収益の状況などを考慮した結果によるものです。

当ファンドでは、カナダ・ドルの対円為替レートの下落などの影響により、基準価額が下落しています。

また、当ファンドは、第100期決算(11/10/11)以降80円の分配金を継続しておりましたが、カナダ・ドル建ての債券から得られる配当等収益も低下傾向が続いたため、80円のうち期中の配当等収益を超える額は過去の蓄積等から充当してまいりました。

継続的に期中の配当等収益を超える分配金の支払いを行なうことは、一段と基準価額を下落させる要因となります。

足元の分配金と基準価額の水準などを考慮し、今後も継続的な分配を行ない、基準価額の下落を抑え信託財産の着実な成長をめざすためには、分配金の引き下げが必要との判断に至りました。今回、分配金を引き下げたことによる差額はファンドの純資産に留保されることとなります。

なお、当ファンドの収益配分方針は、以下のとおりとなっています。

- ◆ 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ◆ 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※分配金額は、決算の都度、収益配分方針に基づいて委託会社(大和投資信託)が決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金額の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

Q2 配当等収益の状況について教えてください。

期中に得られる配当等収益は、第149期決算(15/11/10)では17円(1万口当たり、経費控除後)となっています。下記の表にあるとおり、期中の配当等収益を超える分は、過去の蓄積等からお支払いしている状況にありました。

(単位:円、1万口当たり・税引前)

期	決算日	配当等収益		有価証券売買等損益		分配準備積立金③	収益調整金④	分配対象額 (分配金支払い前) ①+②+③+④	分配金	分配金支払い後 基準価額
		経費控除後 配当等収益①	経費控除後・ 繰越欠損補填後 売買益②							
第138期	14/12/10	35	34	249	242	60	1,516	1,852	80	7,195
	分配金内訳		34		46	0	0			
第139期	15/1/13	37	29	△ 346	0	242	1,530	1,801	80	6,792
	分配金内訳		29		0	51	0			
第140期	15/2/10	28	22	△ 145	0	179	1,542	1,743	80	6,582
	分配金内訳		22		0	58	0			
第141期	15/3/10	29	25	20	0	115	1,548	1,688	80	6,545
	分配金内訳		25		0	55	0			
第142期	15/4/10	32	25	△ 19	0	57	1,552	1,633	80	6,470
	分配金内訳		25		0	55	0			
第143期	15/5/11	32	31	114	0	2	1,552	1,584	80	6,531
	分配金内訳		31		0	2	47			
第144期	15/6/10	30	28	73	0	0	1,505	1,532	80	6,548
	分配金内訳		28		0	0	52			
第145期	15/7/10	28	21	△ 294	0	0	1,453	1,474	80	6,192
	分配金内訳		21		0	0	59			
第146期	15/8/10	28	21	△ 68	0	0	1,394	1,415	80	6,066
	分配金内訳		21		0	0	59			
第147期	15/9/10	27	20	△ 307	0	0	1,335	1,355	80	5,696
	分配金内訳		20		0	0	60			
第148期	15/10/13	27	24	40	0	0	1,275	1,299	80	5,677
	分配金内訳		24		0	0	56			
第149期	15/11/10	22	17	4	0	0	1,219	1,237	60	5,637
	分配金内訳		17		0	0	43			

※上記データは過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

※円未満は四捨五入しています。下段の数値は、分配金の内訳です。

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

- 分配準備積立金---期中の配当等収益や有価証券売買益などのうち、当期の分配金に充当しなかった部分は、分配準備金として積立えます。分配準備積立金は、次期以降の分配金に充当することができます。
- 収益調整金---追加型の投資信託において、追加設定が行なわれることによる既存投資者への分配対象額の希薄化を防ぐために設けられた勘定です。

よくあるご質問 (Q&A集)

Q3 60円分配はどのように決定したのですか？また、60円分配はいつまで続けられる見通しですか？

A3 分配金は、収益分配方針に基づいて、今後数期にわたって継続できるよう配慮して決定しています。ただし、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。

当ファンドの収益分配方針において「原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。」と定めています。当該方針に基づいて分配金は、今後数期にわたって継続できるよう配慮して決定しています。

ただし、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、現在の分配金の水準を維持できない、あるいは分配金が支払われない場合もあります。特に基準価額の下落、配当等収益の低下、分配対象額の減少などは分配金の引き下げ要因となります。

Q4 分配金を事前に知ることはできないのですか？

A4 決算日(毎月10日、休業日の場合は翌営業日)の夕方から夜にかけての公表までは、分配金をご確認いただくことはできません。

分配金は事前に決定しているものではなく、ファンドの決算日(毎月10日、休業日の場合は翌営業日)に、ファンドの収益分配方針、配当等収益や分配対象額の状況、基準価額の水準等を勘案して委託会社(大和投資信託)が決定します。したがって、事前にお知らせすることはできません。

夕方から夜にかけて委託会社のホームページ(<http://www.daiwa-am.co.jp/>)で基準価額とともに分配金を公表します。公表までは、分配金をご確認いただくことはできません。

Q5 分配金を引き下げるといことは、今後の運用に期待できないということですか？

A5 分配金の引き下げは、今後の運用実績とは関係するものではありません。

今回の分配金引き下げについては、現在の基準価額の水準や配当等収益の状況などを考慮した結果によるものです。したがって、分配金の引き下げは今後の運用実績とは関係するものではありません。なお、運用成績は、分配金に加え基準価額の動きも含めたトータルリターン(総収益率)で確認する必要があります。

引き続き期待収益の高いポートフォリオ構築をめざします。

よくあるご質問 (Q&A集)

Q6 最近の投資環境と今後の見通し・運用方針について教えてください。

A6 カナダ経済には好転の兆しが見られ、今後もプラスの材料が増えるとみています。また、金利が底打ちすれば再投資利回りが上昇して債券投資の妙味が出てきます。カナダ・ドルの水準も割安にあることから、カナダの債券は引き続き魅力ある投資対象であると考えております。

【最近の投資環境と今後の見通し】

➤ カナダ経済

<投資環境>

2015年初から北米経済が悪天候にみまわれたことや、原油価格下落が原油輸出額の減少を通じカナダ経済に打撃を与えたことで、カナダの景気は減速しました。ただし、足もとではカナダ・ドル下落に伴う競争力の向上により非資源関連の輸出に加速が見られるなど、景気は改善基調にあります。

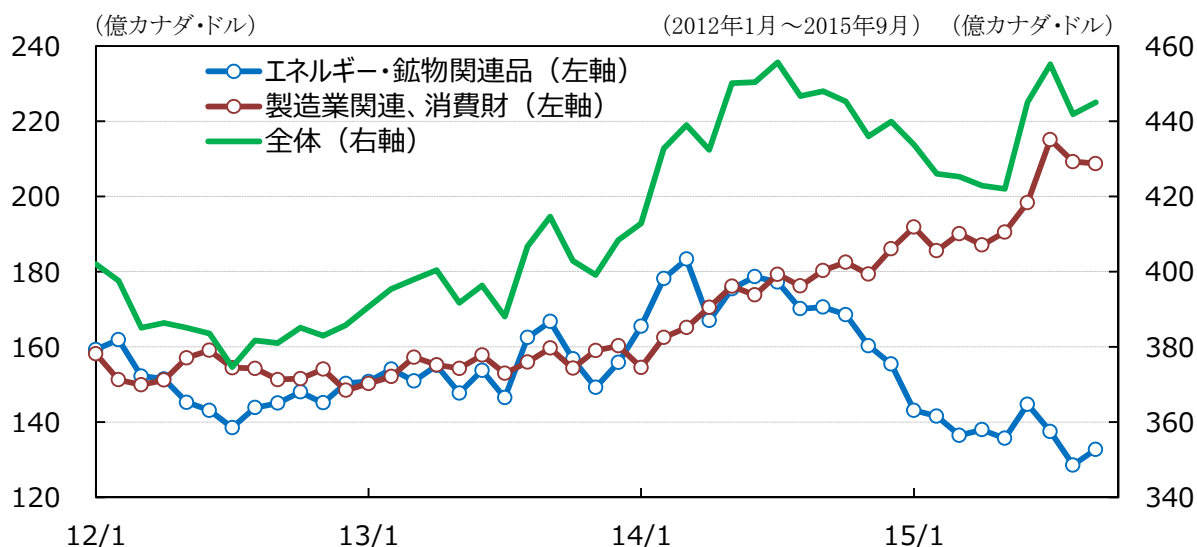
<見通し>

カナダ経済は今後も改善が続くと見通しています。その背景として、原油安による景気下押し効果の剥落、2015年10月の政権交代により政策的な景気下支えが見込みやすくなったこと、貿易活動の活発化の継続が挙げられます。

原油価格の下落基調が強まったのは2014年10月以降であるため、原油価格の前年比での下落幅は今後縮小に向かうと想定され、原油価格下落によるカナダ経済への悪影響はあく抜けに向かうとみています。また、カナダ下院総選挙で政権が交代し、新政権はインフラ(社会基盤)投資を活発化させる方針を打ち出していることから、今後は財政と金融の両面から景気への取り組みが期待できるとみています。

【カナダの輸出額の推移】

カナダからの輸出を品目別で見ると、製造業関連の輸出が前年比では10%以上伸びています。カナダ・ドル下落に伴う競争力の向上を背景に、製造業は今後も堅調とみています。



※季節調整済。

※製造業関連は加工組立産業の合計額。

(出所) カナダ統計局

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

よくあるご質問 (Q&A集)

▶ 金利

<投資環境>

2015年は、原油価格の下落によりカナダの原油輸出に悪影響が及ぶとの懸念が強まり、カナダ銀行(中央銀行)は二度の利下げを行い、カナダの金利は低下しました。年中盤はカナダ経済の持ち直しの兆しが金利の反発につながりましたが、夏場からは中国経済への懸念が商品価格の下落に連鎖し、カナダの金利は横ばいに推移しました。

<見通し>

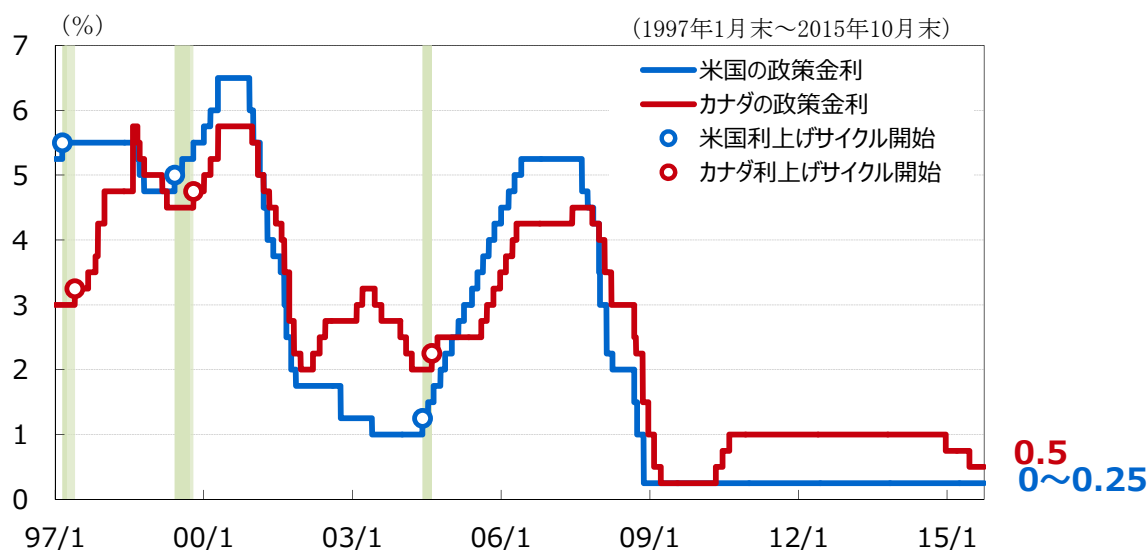
カナダの金利は、今後は上昇に転ずるとみています。

カナダと米国は経済圏としてはほぼ同一であり、原油安の悪影響が剥落すれば、好調な米国経済に連れられカナダの経済成長率は上昇すると考えられ、カナダの金利にも上昇圧力がかかるとみています。

また、カナダのインフレ率は先進国内で比較的高い水準にあることから、北米経済が米国利上げを裏付けるほどの力強さを保てば、カナダの金利底打ちへの環境は整いやすいと考えられます。

【カナダと米国の政策金利の推移】

過去の例ではカナダは米国に数ヶ月遅れて利上げに踏み切っています。米国金融当局が利上げに強い意欲を保つなか、カナダと米国の金融政策も連動しやすいとみています。



(出所)ブルームバーグ

※米国の政策金利は2008年12月16日以降、0%～0.25%です。

※網掛部分は、米国の利上げ開始からカナダの利上げ開始までの期間を指します。

よくあるご質問 (Q&A集)

▶ カナダ・ドル

<投資環境>

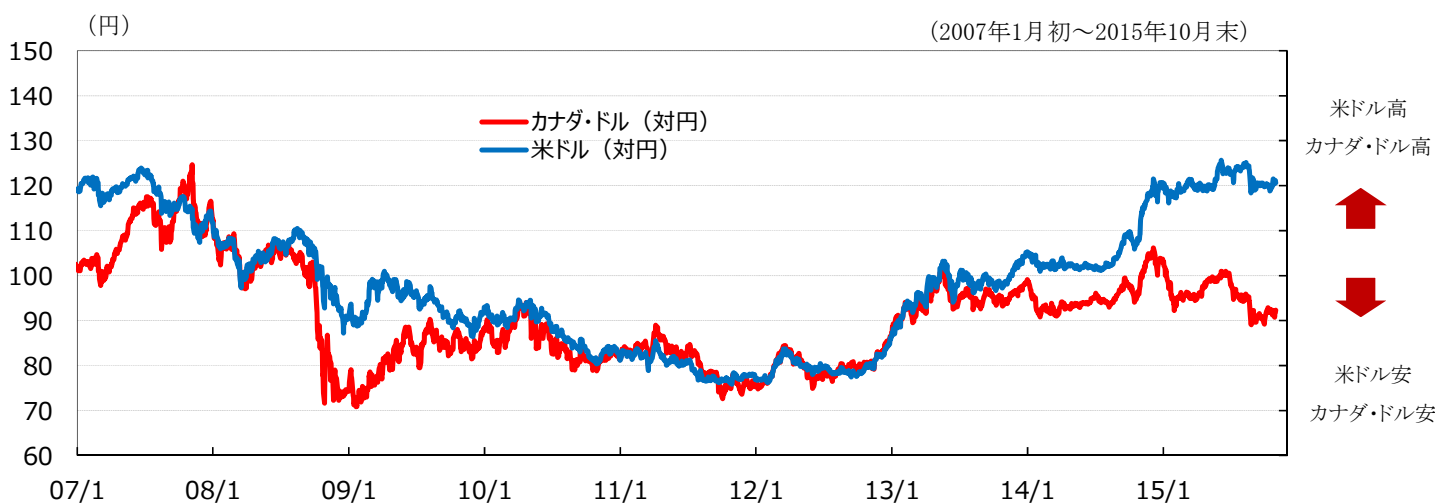
2015年は、カナダ銀行による二度の利下げや、中国経済の減速懸念を受けた軟調な商品価格の推移を受けて、カナダ・ドル円相場は下落しました。

<見通し>

現状のカナダ・ドルの水準は割安であり、世界経済が底打ちを見る局面になれば自律反発が見込めるとみています。ここもとのカナダ・ドルの下落の要因は、原油安に起因するカナダ景気の落ち込みや利下げによる対応といったカナダ固有の材料でした。しかし今後については、景気面では原油安の悪影響の剥落やインフラ投資期待などが追い風要因となります。また、米国利上げ後はカナダの金利にも底打ち感が出やすくなることも、通貨の支援材料と考えられます。

【カナダ・ドルと米ドルの対円レート推移】

カナダ・ドル円と米ドル円を比較すると、2007年以降で両者の水準差が30円程度まで拡大したのは初めてのことです。



(出所)ブルームバーグ

【運用方針】

カナダ経済には好転の兆しが見られ、今後もプラスの材料が増えるとみています。また、金利が底打ちとなれば再投資利回りが上昇して債券投資の妙味が出てきます。カナダ・ドルの為替水準も割安にあることから、カナダの債券は引き続き魅力ある投資対象であると考えております。

運用においては、インフラ投資の増加や製造業の好調さが地方経済にプラスに作用すると判断し、州債を多く組み入れています。また、現在は金利が低水準にあることから、銀行の債券を多く組み入れ、ファンドの利回りを確保しています。今後も、カナダの良い部分に着目した銘柄選択や、金利上昇時のリスクの抑制を心がけます。利回り曲線の形状や、国債と州債、事業債、政府機関債、国際機関債の利回り格差などを分析した上で、期待収益の高いポートフォリオ構築をめざす方針です。

以上

※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

※1ページ目の「当資料のお取り扱いにおけるご注意」をよくお読みください。

収益分配金に関する留意事項

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

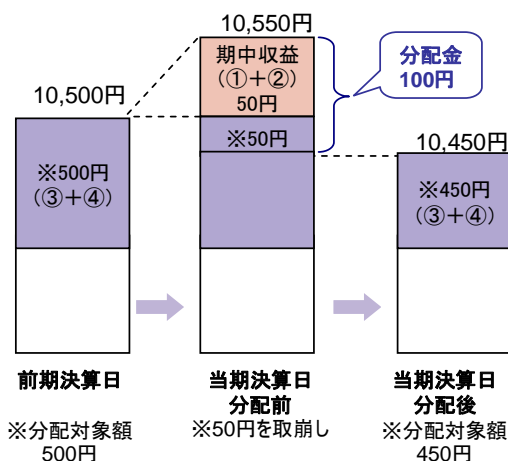
投資信託で分配金が支払われるイメージ



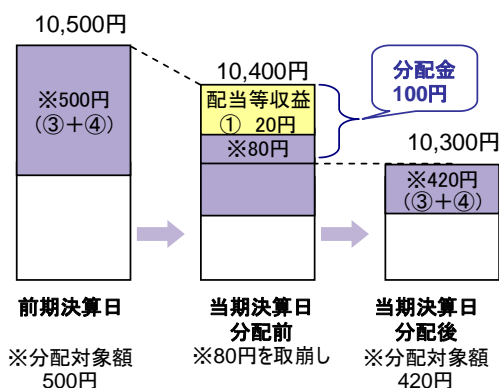
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



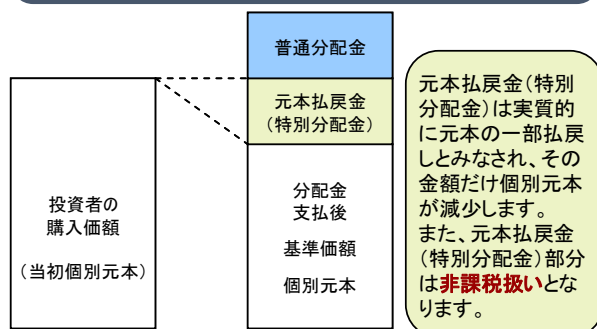
前期決算日から基準価額が下落した場合



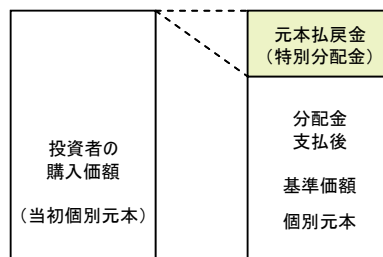
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

ダイワ高格付カナダドル債オープン（毎月分配型）

お申し込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- カナダ・ドル建ての公社債等^(※)に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

1. カナダ・ドル建ての公社債等^(※)に投資します。
(※)「公社債等」には、コマーシャル・ペーパー等の短期金融商品を含みます。
2. 投資対象の公社債等の格付けは、取得時においてAA格相当以上^{*}とすることを基本とします。
※ムーディーズ (Moody's) でAa3以上またはスタンダード・アンド・プアーズ (S&P) でAA-以上
◆公社債等のポートフォリオの修正デュレーションは、3（年）程度から5（年）程度の範囲を基本とします。
3. 毎月10日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
4. 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。
・マザーファンドは、「ダイワ高格付カナダドル債マザーファンド」です。
※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「ファンドの目的・特色」をご覧ください。

投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

「公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）」、「為替変動リスク」、「カントリー・リスク」、「その他（解約申込みに伴うリスク等）」

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「投資リスク」をご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 〈上限〉2.16% (税抜2.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率 1.35% (税抜 1.25%)	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
その他の費用・ 手数料	(注)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせください。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※くわしくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「手続・手数料等」をご覧ください。

設定・運用：

大和投資信託

Daiwa Asset Management

商号等

大和証券投資信託委託株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会

一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

ダイワ高格付カナダドル債オープン（毎月分配型） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社愛知銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	○			
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○	○		
株式会社青森銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○			
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第143号	○			
株式会社阿波銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第1号	○			
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○	○		
株式会社岩手銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第3号	○			
株式会社愛媛銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第6号	○			
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○	○		
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第30号	○			
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	○			
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
株式会社沖縄海邦銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第3号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○			
株式会社神奈川銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第55号	○			
株式会社関西アーバン銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第16号	○	○		
株式会社北日本銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第14号	○			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○			
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○	○		
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○			
株式会社近畿大阪銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○	○		
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○			
株式会社高知銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第8号	○			
埼玉縣信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第202号	○			
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○	○		
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○	○		
株式会社佐賀共栄銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第10号	○			
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○	○		
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第3号	○			
株式会社島根銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第8号	○			
株式会社清水銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第6号	○			
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○	○		
株式会社商工組合中央金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第271号	○	○		
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○	○		
全国信用協同組合連合会	登録金融機関	関東財務局長(登金)第300号				
株式会社仙台銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第16号	○			
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○	○		
株式会社大光銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第61号	○			
株式会社第三銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第16号	○			
株式会社第四銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○	○		
株式会社大正銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第19号	○			
株式会社大東銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第17号	○			
株式会社筑邦銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第5号	○			
株式会社千葉興業銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第40号	○	○		
株式会社中京銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第17号	○			

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

ダイワ高格付カナダドル債オープン（毎月分配型） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）	登録番号	加入協会				
		日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会	
株式会社東京都民銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第37号	○	○		
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第7号	○			
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第60号	○			
株式会社徳島銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第10号	○			
株式会社栃木銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第57号	○			
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第11号	○			
株式会社富山第一銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第7号	○			
株式会社長野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第63号	○			
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第19号	○			
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第15号	○			
株式会社肥後銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○	○		
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○	○		
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	○			
株式会社福井銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第2号	○	○		
株式会社福島銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第18号	○			
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第7号	○			
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○	○		
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第5号	○	○		
株式会社三重銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第11号	○			
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○	○		○
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○	○	○	
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	○	○	○	
株式会社三菱東京UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○		○
株式会社三菱東京UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○		○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第22号	○	○		
株式会社南日本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第8号	○			
株式会社宮崎太陽銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第10号	○			
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○			
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山梨中央銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第41号	○			
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○	○		
アーツ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2号	○		○	
池田泉州TT証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○		○
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○		
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
寿証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第7号	○			
上光証券株式会社	金融商品取引業者	北海道財務局長(金商)第1号	○			
荘内証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第1号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
中原証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第126号	○			
奈良証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○			
日産センチュリー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○	○		
日の出証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第31号	○			
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。

ダイワ高格付カナダドル債オープン（毎月分配型） 取扱い販売会社

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○		○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○		○

上記の販売会社については今後変更となる場合があります。また、新規のご購入の取り扱いを行っていない場合がありますので、各販売会社にご確認ください。